

憲法改正国民投票法案の廃案を求めるアピール

2007年4月4日 日本科学者会議宮城支部

政府はこの通常国会で、憲法改正手続きに関するこくみんとうひょうほを成立させようとしています。与党案と民主党案が提出され、修正案が示されていますが、私たちは以下に述べる理由から両法案の廃案を求めるものです。

憲法改正は主権者国民の権利です

【国民は今憲法改正を求めている】

日本国憲法の改正は主権者である国民の意思にもとづいて行われなければなりません。しかし、今国民は憲法改正を求めています。したがって、日本国憲法の附属法である憲法改正手続きに関する法律を国民は必要としていないのです。今国会で法案成立を急ぐ根拠は全くないのです。

【両法案は国民主権の原則から逸脱している】

与党案と民主党案はともに国民投票が成立する最低投票率を示していません。これは日本国憲法に示されている国民主権の原則を逸脱しているものと言わなければなりません。与党も民主党も日本国憲法違反の法案を撤回すべきです。

両法案には重大な問題があります

【周知期間がわずか60～120日となっている】

憲法改正は主権者である国民の意思が反映されたものでなければなりません。そのためには国会が発議し、国民に提案しその承認を経るための周知期間が十分にとられなければなりません。両法案は国民の意思を重視しないものと言わざるをえません。

【国民投票運動を規制している】

両法案では、公務員や教育者の地位利用による国民投票運動を禁止しています。これは憲法改正にあたっては公務員も教育者も主権者として同等の権利を有することを排除するものであり、国民の意思を反映することを妨げるものです。

【テレビ・ラジオによる有料広告放送が野放しになっている】

両法案では、テレビ・ラジオによる有料広告放送を、投票日の14日前まで認めるとしています。その結果は、憲法改正が資金力のある勢力の意志を強く反映することになるだけでなく、マスコミの公共性という生命を捨てることになり、憲法違反であることは明白です。

私たちは憲法改正国民投票法案の廃案を要求します

与党自民党の新憲法草案では日本国憲法第九条二項を変え、自衛軍を明記し、日本をアメリカに従って戦争する国にすることが示されています。与党と民主党がこのような憲法改正のために国民投票法案の成立を急いでいることは明らかです。私たちは憲法九条を守るためにも両法案の廃案を強く求めるものです。